

監査結果公表第 2 2－1 2 号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	谷 沢 千賀子
同	大 松 桂 右

記

1 財政援助団体等監査

八尾市学校給食会

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 長野昌海様
八尾市教育長 中原敏博様

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成22年10月1日から平成23年2月28日まで

2 監査の対象団体

八尾市学校給食会

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 出納事務等

監査の範囲 平成21年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

八尾市からの貸付金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

出納及び出納に関連する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【八尾市学校給食会】

1 給食用物資の契約事務について

学校給食用物資の契約についての伺書において、添付されている見積書の日付のもれ、社印の押印のないものが散見されたので、適正な契約事務に努められたい。

2 給食費の徴収等について

(1) 給食費については、学校給食費の徴収状況に関する文部科学省からの通知にも示されているように、引き続き教育委員会及び各学校長との連携により未納分の徴収に努められたい。

(2) 徴収した給食費は、当該年度中の食材購入に充当し、給食内容に反映させるべきものであるため、適時の献立変更や食材変更により、過大な余剰金が発生しないように努められたい。また、やむを得ない事情により余剰金が出た場合には、食材の価格高騰等の際に適切な対応が取れるようにする等、円滑な給食実施の確保につながるような方策を検討されたい。

3 運営資金貸付金について

市からの貸付金の申請については、学校給食用物資の購入資金に充てるために必要な額を出納状況を勘案して決定し、市の予算額満額を申請額とすることのないように精査し、申請されたい。